



一般社団法人  
日本ドッジビー協会

公認 市区町村ドッジビー協会

【設 立 規 程】

平成 26 年 12 月 12 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改定



## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本ドッジビー協会(以下「DBJA」と称する)が公認するところの傘下組織として、市区町村ドッジビー協会(以下「地域協会」と称する)を設立、運営するための規程を定款35条の②に基づき、DBJA理事会において定める。

## 第2章 設立

第2条 地域協会の主たる事務所は設立しようとする当該市区町村内に置くこと。

第3条 地域協会の設立発起人は当該市区町村に在住または在勤・在学する者で構成された3名以上とする。

第4条 設立発起人のうち、以下の役職者を規程人数通りに定めるものとする。

- |            |      |
|------------|------|
| －1、代表者     | 1名   |
| －2、事務渉外担当者 | 1名以上 |
| －3、競技推進担当者 | 1名以上 |

第5条 その他の役職の名称は特に定めず、地域協会において決定する。

第6条 第4条に定める役職－3、に就任する者のうち、最低1名はDBJA認定の指導・審判員資格を設立の申請時点で保持する者とする。

第7条 地域協会を設立するときは、設立発起人代表者はDBJA事務局へ以下の事項を提出し、DBJA理事会の承認をえなければならない。

- |                  |    |
|------------------|----|
| －1、設立申請書         | 1通 |
| －2、設立時役員名簿       | 1通 |
| －3、初年度事業計画書      | 1通 |
| －4、初年度事業予算書      | 1通 |
| －5、会則            | 1通 |
| －6、会員名簿(提出できる場合) | 1通 |

## 第3章 事業

第8条 地域協会の設立が承認されたとき、設立申請日より3か月以内にDBJAの公式ホームページ内に当該地域協会の専用ページを設けることができる。

- 第9条 地域協会は当該市区町村におけるドッジビーの普及に努める。
- 第10条 地域協会はDBJAの事業活動に協力する。
- 第11条 地域協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 地域協会は毎年3月末日までに、次年度の事業計画書および収支予算書をDBJA事務局へ提出する。
- 第13条 地域協会は毎年4月末日までに、前年度の事業報告書および収支報告書をDBJA事務局へ提出する。
- 第14条 地域協会はDBJA公認の普及員講習会を主催することができる。  
また、ドッジビー普及員証を1枚あたり500円でDBJAから購入できる。
- 第15条 地域協会はDBJA公認の指導・審判員講習会を主催することができる。その場合、DBJAに講師派遣を依頼することができる。また、合格者1名あたり1,000円を地域協会運営費としてDBJAに還付請求することができる。
- 第16条 地域協会は当該市区町村に在住または在勤・在学する者を基本的な対象として入会を募り、地域協会の会員を組織することができる。
- 第17条 地域協会の会員は会員システム【fdsys】によってDBJAが定める登録を済ませ、会員番号を取得しなければならない。また地域協会は毎年度の事業報告書に会員番号リストを添付するものとする。
- 第18条 地域協会の会員に関する以下の事項はDBJA理事会にあらかじめ承認を得た上で、地域協会が定めることができる。
- －1、入会金および会費の額
  - －2、会員資格の喪失に関する事項
  - －3、会員資格の停止に関する事項
  - －4、退会に関する事項
  - －5、除名に関する事項
  - －6、抛出金品の不返還などに関する事項

## 第4章 補則

第19条 地域協会の役員に以下の事項の行為があった場合、DBJA理事会の判断に基づいて、当該役員を解任することができる。

- 1、地域協会としての義務を明らかに怠っているとき
- 2、DBJAおよび他の地域協会の名誉を毀損したとき
- 3、地域協会役員としてふさわしくない行為をおこなったとき
- 4、公序良俗に反する行為をおこなったとき

## 附則

### 〈都道府県ドッジビー協会〉の設立についての考え

都道府県名を冠するドッジビー協会の設立に関しては、DBJAとしては現状、基本概念として念頭にないことをあらかじめ、ここで表明しておきたい。

この理由の一つとして、ドッジビー普及のために組織の拡充ということは基本的に必要ではなく、あったとしても優先順位は極めて低い項目であるとDBJAが考えていることからです。

次に、DBJAが傘下の市区町村協会に求めることは、信頼を中心軸として地域にしっかりと根差した活動を、できるだけきめ細かくおこなってほしいということです。

このような活動を実践し継続していくためには市区町村の範囲でも、十分にやりがいがあるボリュームであると実感しているところですので都道府県という範囲を対象とするのはあまりに広く、非現実的に他ならないと考えています。

この考えをご理解いただきつつ、そのうえで都道府県内に複数の市区町村ドッジビー協会が存在して、当該複数協会の合意に基づいて都道府県協会設立の申請がなされる場合、なおかつ設立の意味と意義が大いに感じられる場合に限り、DBJA理事会は慎重に設立の可否を検討することといたします。

本規程は、

平成26年12月12日より施行する。

令和6年4月1日、一部を改定する。